

SHOKO CHUKIN BANK



平成29年3月期
ミニディスクロージャー誌

第88期

平成28年4月1日～平成29年3月31日

人を思う。未来を思う。

商工中金の概要

(平成29年3月31日現在)

● 名称

株式会社 商工組合中央金庫(略称/商工中金)
(平成20年10月1日 株式会社化)

● 会社成立の年月日

昭和11年10月8日

● 目的

株式会社商工組合中央金庫は、その完全民営化の実現に向けて経営の自主性を確保しつつ、中小企業等協同組合その他主として中小規模の事業者を構成員とする団体およびその構成員に対する金融の円滑化を図るために必要な業務を営むことを目的とする株式会社とする。

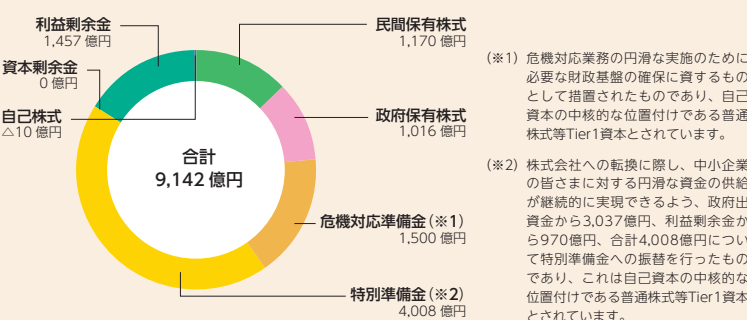
● 業務開始

昭和11年12月10日

● 資本金

2,186億円(うち政府出資1,016億円)

● 資本構成



● 資金量

| | |
|-------|-----------|
| 預金 | 5兆1,090億円 |
| 譲渡性預金 | 2,729億円 |
| 債券 | 4兆7,441億円 |

● 貸出金

9兆3,568億円

● 店舗等

国内100/海外4

● 職員数

3,886人

● 格付

| | R&I | JCR | Moody's |
|----|-----------------------|-------------------------|----------|
| 長期 | AA ⁻ (安定的) | AA ⁺ (ネガティブ) | A1 (安定的) |

商工中金に関する情報は、インターネットのホームページでも、ご紹介しています。

<http://www.shokochukin.co.jp/>

トップメッセージ

Message from the President

ご挨拶

皆さまには、平素より格別のお引き立てを賜わり、誠にありがとうございました。

このたびは、危機対応業務の要件確認における不正行為(平成28年11月22日公表)につきまして、株主の皆さまやお客さまをはじめ、数多くの皆さまに多大なご迷惑とご心配をお掛けしておりますことを重く受け止め、深くお詫び申し上げます。

本事案が発生したことを受け、外部の専門家から構成された第三者委員会を平成28年12月12日に設置し、平成29年4月25日に調査結果及び提言等を第三者委員会から受領しました(「危機対応業務の要件確認における不正行為」に関する第三者委員会調査報告書を踏まえた対応について(平成29年4月25日公表))。さらに、平成29年5月9日付けで主務省から、株式会社商工組合中央金庫法第59条及び株式会社日本政策金融公庫法第24条に基づく行政処分を受けました(平成29年5月9日公表)。

行政処分は、①調査未実施の危機対応貸付全体について、外部の専門家のチェックを受ける等により客観性を十分に確保した調査を継続し、当該調査の結果や第三者委員会の調査結果を踏まえて問題の所在やその根本原因を特定すること、②危機対応業務に係る業務運営の適切性を確保するため、適切な業務推進及び法令等遵守に取り組むための経営姿勢の明確化とマネジメント体制の整備・強化、組織全体での法令等遵守意識の醸成、不正リスクを踏まえた上での業務の適正性を確保するための業務フローの整備に直ちに取り組むこと、③危機対応業務の要件に該当しない案件について、他の貸付への振替等により取引先に不利益を及ぼさないよう適切かつ速やかに手続きを行うとともに、株式会社日本政策金融公庫との損害担保契約の解除や既に支払いのあった利子補給金等の株式会社日本政策金融公庫への速やかな返還等の適切な対応を行うこと、④継続調査及び株式会社日本政策金融公庫への対応に係る作業工程並びに業務運営の適切性確保のための取組みに係る業務の改善計画を主務省宛提出し、直ちに実行する旨の内容となっております。

行政処分の理由は、①危機対応業務の要件確認のために顧客から提出される試算表等の書類が、多くの支店及び職員により長期間に亘って多数改ざんされていること、②池袋支店で過去に発覚した不正行為において、本来けん制機能を発揮すべきコンプライアンス統括室や監査部が行為がなかったとの結論を導き出すため、内部調査を行う際に答えを誘導する対応要領を作成・使用する等の不適切な対応を行っているなど、不適切な事務取扱等が行われていること、また、このような事態が発生した背景として、①危機時に備えて措置された危機対応業務の予算を、営業店の業績評価に組み込んで配分したことなどにより、制度趣旨に沿った運用を徹底できず、経営と現場との間で認識のギャップが生じていたこと、さらに、コンプライアンス意識が不十分であったこと、②けん制部署である監査部やコンプライアンス統括室は、けん制機能が発揮できておらず、本部の管理態勢に問題があったこと、③不正行為に対するリスク認識が

不十分であったことに起因して、要件確認の不正防止に係る手続きに不備があるなど、管理態勢が不十分であったことが認められたことです。

このため主務省から、当面直ちに必要な再発防止策を実施するとともに、調査未実施の危機対応貸付全体について外部の専門家のチェックを受ける等により客観性を十分に確保した調査を継続して問題の所在やその根本原因を特定し、全容を明らかにすることが必要であること、特定された問題の所在や根本原因等を踏まえ、法令等遵守態勢、経営管理態勢及び内部管理態勢の整備・強化(問題等の原因となった役職員の責任の明確化を含む)等に関し、新たな行政対応を検討することが申し添えられております。

当金庫といたしましては、本事案について不正行為が長年に亘り多くの支店及び職員により行われており重大な問題であると認識しております。不正リスクへの認識が甘く、不正防止に係る手続きの不備など管理態勢が不十分であったこと、危機時に備えて措置された危機対応業務の予算を営業店の業績評価に組み込んで配分したことなどにより、国の施策の制度趣旨に沿った運用を十分に徹底できず、経営と現場との間に認識のギャップを生じさせてしまったこと、さらに、コンプライアンス意識が不十分であったこと、池袋支店において、過去に不正行為を把握する機会があったにもかかわらず、その機会を逸し、十分な再発防止策を講じられなかったこと等を要因として、多くの不正行為が行われていた事態を大変重く受け止めております。

当金庫は行政処分を厳粛に受け止め、この問題を根絶すべく、外部の専門家のチェックを受ける等により客観性を十分に確保した調査を継続して全容を解明し、問題の所在や根本原因を特定した上で、再発防止策の策定等、必要な対応にしっかりと取り組んでまいります。

調査を継続しており問題の所在や根本原因の特定には至っておりませんが、当面の対応として、第三者委員会の調査結果や提言、及び主務省からの行政処分を踏まえ、次のような取組みを行ってまいります。

外部の弁護士との関与の下、代表取締役社長直轄の改革本部を設置し、抜本的な再発防止策の策定・実施及び継続調査・顧客対応等を行ってまいります。組織体制について、厳格なコンプライアンス実施体制の構築と取締役会の関与の強化、リスク管理態勢について、不正リスクに主眼を置いた業務点検の実施や内部監査の強化等、意識改革として、経営と現場との間の企業理念の共有やコミュニケーション強化及びコンプライアンス意識向上のための研修の充実等を図ってまいります。

さらに、継続調査により問題の所在とその根本原因を特定し、法令等遵守態勢、経営管理態勢及び内部管理態勢の整備・強化等について取り組んでまいります。

原点に立ち返り、業務の改善計画を迅速・着実に実行していくことで、皆さまからの信頼回復に努めてまいります。何卒ご理解のほどお願い申し上げます。

金融経済環境

平成28年度のわが国の経済は、年度前半は海外経済の減速や金融市場の動揺を受け、景気回復の動きに停滞感がみられました。年度後半になると海外経済の持ち直しや消費マインドの回復を受け、持ち直しの動きがみられました。

商工中金の「中小企業月次景況観測」において、中小企業の景況感は一進一退で推移しました。人手不足と回答した企業の割合が調査開始以来の最高値を更新するなど、労働需給の逼迫による人件費負担の増加等が懸念されています。

平成28年度の回顧

このような環境のもと、平成28年熊本地震をはじめとする突発的な自然災害や世界経済の減速等の外的要因による中小企業の皆さまの業績や資金繰りへの影響を踏まえ、危機対応業務の実施を責務とされた指定金融機関として、引き続きセーフティネット機能の発揮に最大限の対応を図り、中小企業の皆さまの資金繰りや経営の安定化へのサポートを通じて、地域の雇用維持、経済の安定化に貢献できるように取り組んでまいりました。

収支につきましては、低金利環境の下、利回りの低下等により資金運用収支は減少いたしました。491億円の経常利益、313億円の当期純利益を計上することができました。この間の株主の皆さまならびにお取引先の皆さまのご支援に厚くお礼申し上げます。

平成29年度の業務運営

景気は、設備投資が一進一退であるものの、海外経済の回復や雇用環境の改善を受け、持ち直しの動きがみられます。中小企業の景況感、概ね横ばいの動きとなっておりますが、原油価格の上昇や人手不足の影響等により、今後のコスト上昇への懸念が高まっています。

また、将来的には人口減少時代の本格到来やグローバル化の一層の進展が見込まれ、中小企業の経営ニーズは、一層高度化・多様化することが考えられます。そうした経営ニーズに対し、セーフティネット機能はもとより、ネットワーク機能やソリューション機能を最大限活かし、中小企業や地域経済を支えていくことは当金庫の使命そのものであります。

日本銀行による金融緩和により、金融機関を取り巻く経営環境は変化しておりますが、顧客第一主義の業務運営を徹底・実践することを通じて、引き続き皆さまから信頼され、選ばれる金融機関として、中小企業と中小企業組合の企業価値向上や地域活性化への貢献に全力をあげて取り組んでまいります。

まず、業績や資金繰りに影響が生じている中小企業からの借入相談に対しては、懇切・丁寧を旨とし、個々の相談者の事情に十分配慮しつつ対応してまいります。また、危機対応業務の実施を責務とする指定金融機関として、迅速・適切に対応し、引き続きセーフティネット機能の発揮に組織をあげて最大限取り組みでまいります。

成長支援につきましては、戦略的に海外展開を行う中小企業、地域経済への波及力の高い地域中核企業、地域資源の活用への事業者と連携して取り組む中小企業や中小企業組合に対し、地域金融機関等と連携し、リスクマネーを供給してまいります。生産性向上を目的とした設備投資、集約化等の事業再構築、人手不足への対応等に関するニーズの高まりが見込まれる中、「適時適切な成長資金の供給」、「海外展開支援」、「M&Aや事業承継支援」、「ビジネスマッチング」等への取組みを強化してまいります。

さらに、再生支援につきましては、各支援機関との連携を一層強化し、経営改善計画の策定支援やそのフォロー等のコンサルティング機能の発揮、抜本的な再生支援、金融取引の正常化支援等に取り組んでまいります。

また、安定的な調達基盤の拡充、一層の経営合理化に取り組むことによる健全な経営基盤等の構築により、当金庫の使命である中小企業と中小企業組合の持続的成長に貢献してまいります。

むすび

今回の問題を真正面から受けとめ、真摯に反省するとともに、「中小企業による、中小企業のための金融機関」としての使命、社会的責任をいま一度強く自覚し、役職員一丸となって、皆さまからの信頼の回復に全力で努めてまいります。

皆さまにおかれましては、引き続き、変わらぬ力強いご支援を賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

平成29年6月

株式会社 商工組合中央金庫

取締役社長

安達 健祐

>>> 株式会社商工組合中央金庫法の概要について

商工中金は、平成20年10月に、株式会社商工組合中央金庫法に基づき、中小企業団体とその構成員に対する金融の円滑化の目的と機能を維持しながら、それまでの協同組織金融機関から同法に基づく特殊会社となりました。

その後、平成21年6月には、未曾有の経済・金融の混乱による危機への対応に万全を期するため、平成23年3月には、東日本大震災に対応するため、同法の改正が行われ、そして、平成27年5月、「株式会社商工組合中央金庫法及び中小企業信用保険法の一部を改正する法律」が成立しております。

商工中金の目的

株式会社商工組合中央金庫は、その完全民営化の実現に向けて経営の自主性を確保しつつ、中小企業等協同組合その他主として中小規模の事業者を構成員とする団体およびその構成員に対する金融の円滑化を図るために必要な業務を営むことを目的とする株式会社です。

業務

株式会社化に際して、貸出、預金、為替、保証などフルバンキングサービスを更に充実。また、平成27年5月に成立した改正法において、危機対応業務を的確に実施するための措置がなされております。

【商工中金の中小企業金融機能の根幹を維持するための措置】

- 主たる貸付対象をメンバー（株主である中小企業団体とその構成員）に限定する等。

【中小企業等に対してより多様なサービスを提供するための措置】

- 従たる貸付対象を拡大する等（メンバーの国内子会社、メンバーの事業を承継する者など）。

【危機対応業務を的確に実施するための措置】

- 商工中金は、当分の間、その目的を達成するため、危機対応業務を行う責務を有します。併せて、危機対応業務の実行性を確保するため、政府による追加出資の期限が延長されるとともに、危機対応業務に関する事業計画等の提出が義務付けられています。
- 政府は、今後、適当な時期に、危機対応業務の在り方及び商工中金に対する国の関与の在り方について検討を加え、所要の措置を講じることになります。

【適正な競争関係の確保】

- 商工中金は、当分の間、他の事業者との間の適正な競争関係を阻害することのないよう特に配慮することを求められています。

政府保有株式の扱い

- 政府は、その保有する商工中金株式について、商工中金の目的達成に与える影響及び市場の動向を勘案しつつ、これまでの具体的な処分期限に代えて、できる限り早期に全部処分するとされています。
- 一方で、政府は、当分の間、危機対応業務を実施する民間金融機関の状況、危機対応準備金への出資状況、商工中金による危機対応業務の実施状況、商工中金の財政基盤、中小企業等の資金余力、社会経済情勢の変化等を勘案し、危機対応業務の的確な実施のために必要な商工中金株式を保有します。

【参考】株式会社商工組合中央金庫法改正の推移

| | 平成20年 商工中金法 | 平成21年 商工中金法改正 | 平成23年 商工中金法改正 | 平成27年 商工中金法改正 |
|--------|--------------------------------------|---|---|---------------------------------------|
| 追加政府出資 | － | 24年3月まで可能 | 27年3月まで可能 | 当分の間可能 |
| 在り方の検討 | － | 24年3月までに検討 | 27年3月までに検討 | 適当な時期に検討 |
| 政府保有株式 | 政府は、20年10月から概ね5～7年を 目途として 全部処分 | 政府は、24年3月まで処分しない 24年4月から概ね5～7年を 目途として全部処分 | 政府は、27年3月まで処分しない 27年4月から概ね5～7年を 目途として全部処分 | 政府は、できる限り早期に全部処分 政府は、当分の間、必要な株式を保有 |

使命実現に向けて

>>> 企業理念

使命

中小企業による中小企業のための金融機関である商工中金にとって、お客さまの成長こそが私たちの成長です。

私たちは、お客さまの立場になって長期的な視点で企業を見つめ、創業以来培ってきた中小企業経営への深い理解力と先進的な金融手法をはじめとする総合金融サービス、そして、全国に展開するネットワーク力を最大限に活かし、企業のライフステージに応じたソリューションでお客さまの持続的成長を支援してまいります。

お客さまと分かち合った無数の喜びが、各地で実を結び、やがて日本の新たな力を創造していく、これこそが、私たち商工中金の使命です。

経営姿勢

中小企業の皆さまに対して

- 長期安定取引に基づく安心と、問題解決に資するサービスを提供します
- 企業間連携・地域連携を促進し、新たなビジネス機会を創出します
- お客さまの成長を通じて私たちも成長し、長期的な企業価値向上を目指します

資金をお預けいただく皆さまに対して

- 健全な経営に徹し、信頼・誠実・丁寧を旨とする対応を実現します
- 資産運用の良きパートナーとしてベストな運用をサポートします
- 社会貢献へつなげる運用を実現します

職員に対して

- 現場主義を徹底し、チャレンジを奨励する活力ある組織を目指します
- 専門能力の開発をサポートし、プロフェッショナルな人材を育成します
- プロセスを重視し、社会に貢献する喜び、誇りが感じられる職場をつくります

社会に対して

- コンプライアンスを徹底します
- 経営の透明性を高め、情報の開示・発信に努めます
- すべてのステークホルダーの満足を追求し、地域経済の発展に貢献します

行動指針

1. お客さまの立場になり、
2. お客さまの未来を考え、
3. お客さまから求められるスキルを磨き、
4. お客さまのために一丸となって、
5. お客さまの夢を応援していく。

高い志と公正・健全な精神を胸に、私たちは誇りをもって行動します。

>>> 第三次中期経営計画の概要（平成27年4月～平成30年3月）

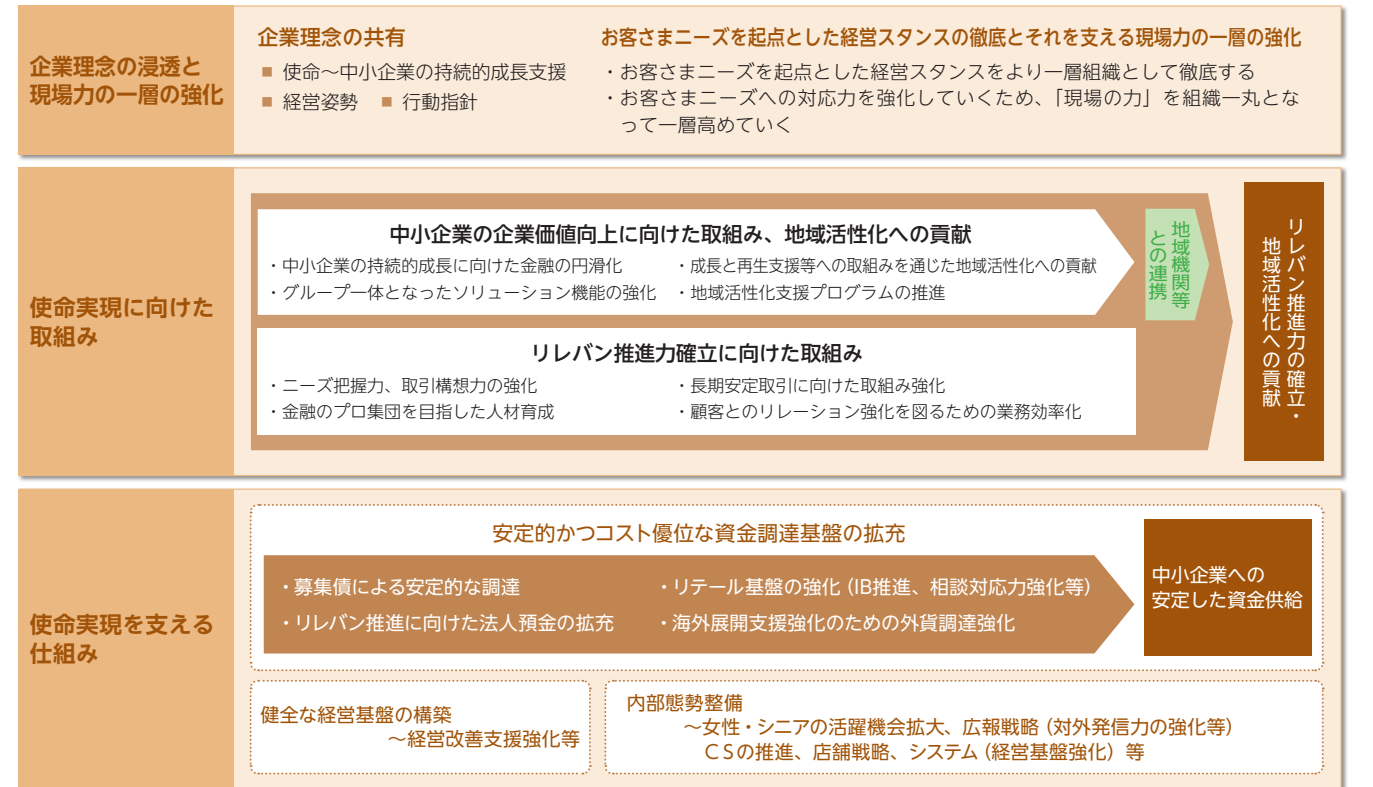
Fulfillment of Our Mission

10年後の将来を見据えると、人口減少時代の本格到来やグローバル化の一層の進展により、地域の中小企業が変化に対応するための経営ニーズは高度化していくことが考えられます。こうしたニーズに対して、セーフティネット機能はもとより、ネットワーク機能やソリューション機能を活かし、中小企業の皆さまや地域経済を支えていくことは商工中金の使命そのものであり、国や中小企業の皆さまから強い期待が寄せられています。

第三次中期経営計画策定に際しては、商工中金の使命を十分踏まえつつ、業務環境の変化による新たな課題に対応することといたしました。

第三次中期経営計画の基本的な考え方

中小企業や地域から信頼され選ばれる金融機関としてさらに成長していくため、「中小企業組合と中小企業の持続的成長を支援する」という基本的な方向性を堅持しつつ、お客さまニーズを起点とした経営スタンスをより一層組織として徹底します。また、自らの強靱な経営基盤を構築し、商工中金の存在意義を確固たるものとします。



使命実現に向けて

>>> セーフティネット機能の発揮

商工中金は、景気変動の影響を受けやすい中小企業に対し、長期的な視点から安定的な資金の供給を行うことでセーフティネット機能を発揮しています。

また、災害や経済の急激な変動などの危機が発生した際には、相談窓口を開設し、迅速・適切な対応に努めています。

危機対応業務の概要

| | 災害復旧資金（東日本大震災・熊本地震） | | セーフティネット資金（東日本大震災・熊本地震） | 経営環境変化対応資金（デフレ等） |
|----------|--|--|--|--|
| 対象者 | 事業所を有し、事業所・事業用資産・生産設備、在庫等に被害を受けた方 （いわゆる「直接被害者」） （東日本大震災においては、原子力発電所事故に係る警戒区域等に事業所を有する方も対象） | 直接被害者と相応の取引（販売・仕入）があり、その影響で売上が減少している方 （いわゆる間接被害者） | <東日本大震災> 特定被災地域に事業所を有し、震災に起因して売上等が減少している方 <熊本地震> 九州地区内に事業所を有し、地震に起因して売上等が減少している方等 | デフレ、世界経済の減速等の社会的、経済的要因により、売上等が減少している方等 |
| 資金用途 | 既存事業設備の復旧等のために必要な設備資金 在庫品の損壊・流出の補てん、生産・営業設備の補修等により必要となる運転資金等 | | 経営基盤の強化を図るために必要な運転資金 企業維持上緊急に必要な設備資金 | |
| 適用利率 | 短期資金：短期プライムレート 長期資金：基準利率（※1） | | 商工中金所定の利率 | |
| 利子補給（※2） | <東日本大震災> 当初3年間（1億円まで）：1.4%（※3） 4年目以降または1億円超（3億円まで）：0.5%（※3） <熊本地震> 当初3年間（1億円まで）：0.9%（※3） 4年目以降または1億円超（3億円まで）：0.5%（※3） | <東日本大震災> 当初3年間（3千万円まで）：最大1.4%（※4） 4年目以降または3千万円超（3億円まで）：最大0.5%（※4） <熊本地震> 当初3年間（3千万円まで）：0.5%（※4） 4年目以降または3千万円超（3億円まで）：0.3%（※4） | <東日本大震災> 最大0.5%（※5） <熊本地震> 0.3%（※6） | <デフレ> 最大0.4%（※8） |
| 貸出期間 | 設備：20年以内（据置5年以内） 運転：15年以内（据置5年以内） | 設備：20年以内（据置3年以内） 運転：15年以内（据置3年以内） | 設備：15年以内（据置3年以内） 運転：8年以内（据置3年以内） | |
| 貸出限度（※7） | 元高：20億円以内 残高：損害担保付貸出 3億円以内 （組合は元高20億円以内、残高9億円） | 元高：20億円以内 残高：損害担保付貸出 7億2千万円以内 | 元高：20億円以内 残高：損害担保付貸出 7億2千万円以内 | |

（※1）基準金利（期間5年の場合）は1.21%（平成29年5月31日現在）
 （※2）各資金の利子補給率は、法定中小企業の場合の数値を記載しております。ご返済日には適用利率に基づく金利をお支払いいただき、後日、日本政策金融公庫から商工中金に利子補給金が入金された後、商工中金が利子補給金をお支払いすることとなります。利子補給の限度額は日本政策投資銀行との合算運用となります。
 （※3）利子補給にあたっては罹災証明書等が必要です。罹災証明書の発行手続きは最寄りの市区町村にご確認ください。
 （※4）利子補給にあたっては被害証明書が必要です。被害証明書は商工中金を受付窓口として各地の経済産業局で発行されます。当初3年間（3千万円まで）は、東日本大震災で0.9%、熊本地震で0.5%が自動適用されます。さらに東日本大震災では、売上等減少の要件を満たす方は0.3%、雇用の維持・拡大の要件を満たす方は0.2%の利子補給となります。
 （※5）貸出期間や限度の範囲内で期間や金額の上限の定めなく、売上高等減少の要件を満たす方は0.3%、雇用の維持・拡大の要件を満たす方は0.2%の利子補給となります。
 （※6）「平成28年熊本地震による災害に関する特別相談窓口」のうち、災害に起因して売上等減少の要件を満たす方が対象です。
 （※7）元高とは貸出額の累計です。貸出限度額は日本政策投資銀行等との合算運用となります。
 （※8）「デフレ脱却等特別相談窓口」のうち、運転資金について、貸出期間や限度額の定めなく、商工中金または経営革新等支援機関の経営指導を受けて「経営改善計画」を策定される方であって、一定の指標を満たす方は0.2%、雇用の維持・拡大の要件を満たす方は0.2%の利子補給となります。

危機対応業務の取組み成果

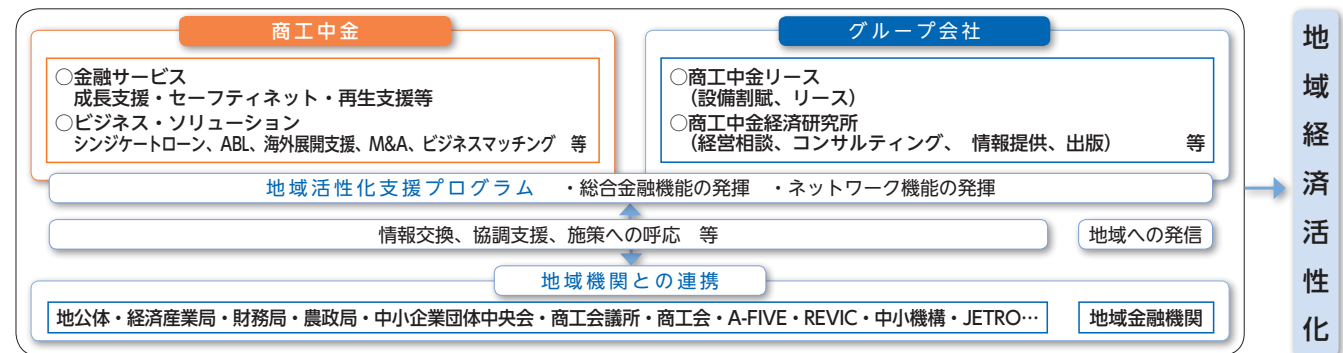
- 約403万人の従業員の雇用安定に貢献
- 危機対応業務開始以来、8年6カ月間で商工中金の危機対応業務を利用した企業数は約61,000社、その企業で働く従業員数は約403万人となっています（平成29年3月末現在）。
- 商工中金の危機対応業務への取組みは、多くの従業員の方々の雇用の安定につながっています。

>>> 地域再生・活性化支援（地域活性化支援プログラム）

Fulfillment of Our Mission

地域活性化支援プログラムの概要

商工中金は、地域再生・地域経済活性化に貢献するため、地域が抱える固有の課題に対するテーマを各地の営業店が選定し、テーマに応じて地方公共団体との連携を深めながら、金融・情報の両面から地域の中小企業の皆さまを支援しています。有効な取組みについては、他地域の地域関係機関等に対して積極的に働き掛け、地域再生・地域経済活性化に向けて能動的に取り組んでいます。



地域活性化支援プログラムの取組状況

農林水産業

農林水産業が主力産業となっている地域では、商工中金の全国ネットワークを活用した6次産業化・農商工連携サポート等を実施しています（帯広、徳山、松山支店など）。

地域産業支援

各地域における主幹産業を、地方公共団体等の関連機関とも連携を図りながら、金融・情報・各種ソリューション提供と多面的に支援しています（宇都宮、沼津、大津支店など）。

復興支援

販路開拓の支援や観光キャンペーンを後押しするためのロビー展、復興特区制度等を活用した金融支援など、さまざまな形で復興を後押ししています（八戸、盛岡、仙台、福島、熊本支店）。

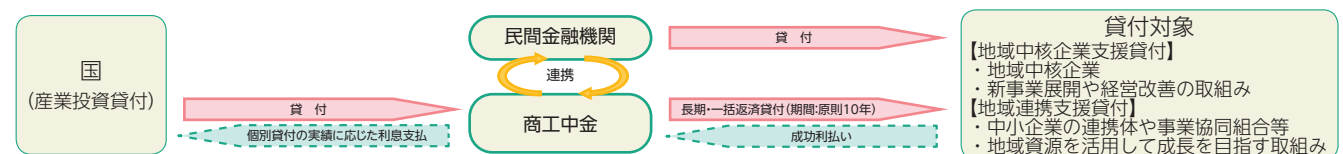
海外展開

地方公共団体等と連携した制度融資による金融支援や営業店に設置した海外展開サポートデスクを活用した海外展開支援を行っています（さいたま、浜松、津支店など）。

地域中核企業支援貸付制度・地域連携支援貸付制度

商工中金は、平成27年4月、地域経済の活性化を図るために、地域の中核を担う中堅・中小企業等の皆さまに向けて、新事業展開や経営改善に必要な長期資金を供給する「地域中核企業支援貸付制度」を創設いたしました。同制度の活用を通じて、対象となる中堅・中小企業等の皆さまの新事業展開や経営改善を民間金融機関とも連携して融資しており、平成29年3月末で、125件、150億円の実績となっています。

また、平成28年4月、地域の中小企業の皆さまが連携して、農林水産物や観光資源等の地域資源を活用して成長を目指す取組みに必要な長期資金を供給する「地域連携支援貸付制度」を創設いたしました。同制度の活用を通じて、地域経済の活性化を民間金融機関と連携して支援しており、平成29年3月末で41件、30億円の実績となっています。



使命実現に向けて

>>> 成長・創業支援

成長・創業支援プログラムの概要

商工中金では、平成22年7月、社会経済情勢の変化により成長力の低下を余儀なくされており、今後、成長分野での成長を目指す中小企業等の皆さまをサポートする「成長戦略総合支援プログラム」を創設しました。創設から約2年半で5,000億円を突破後、平成25年4月に「成長・創業支援プログラム」へ改称し、代表者個人の保証を求めない制度（※）の創設等を行い、目標額を新たに「1兆円」と拡充して、成長分野で成長を目指す中小企業等の皆さまの持続的な成長をサポートしてまいりました。

改称後も中小企業等の皆さまから多くのご利用をいただき、平成27年11月までの2年8ヶ月で貸出実績が1兆円を突破しました。平成27年12月には、目標額を「1兆円」から「2兆円」に上方修正し、また重点分野として「農林水産」、「医療介護」、「観光」、「海外展開」の各分野を掲げ、今後も当該分野に取組む中小企業等、および6次産業化や共同化・協業化等「生産性向上」に取組む中小企業等の皆さまへの支援を強化してまいります。

また、設備投資減税など国の設備投資促進策に呼応して、老朽設備の代替や先端設備の導入など設備投資を検討する中小企業等の皆さまの設備資金ニーズに対して、金融面はもとより、国や地公体の施策紹介や設備投資支援などについても積極的に行い、迅速かつ弾力的に成長マネーの供給を行ってまいります。

（※）事前に定めた誓約事項（コベナンツ）に違反した場合以外には保証が発生しない仕組み（「停止条件付連帯保証」）

① 新成長戦略計画の策定を支援

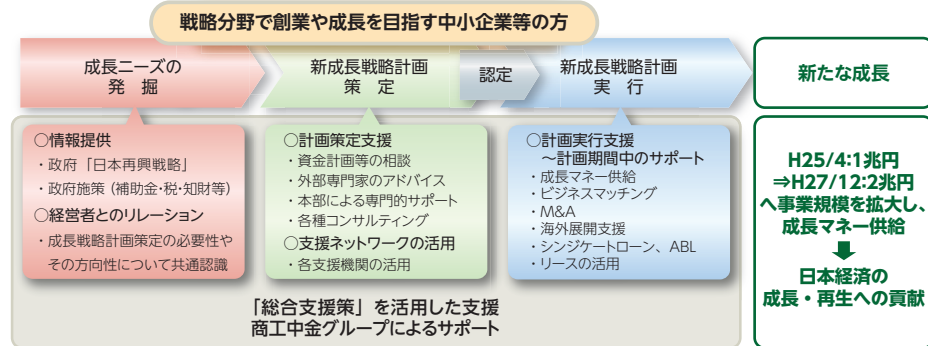
- 構想段階において、情報提供やお客さまとのリレーションを図りながら、成長戦略計画策定の必要性やその基本的方向性について共通の認識を醸成していきます。
- 具体的な計画策定段階において、資金計画など金融面での相談のほか、本部専門スタッフによるソリューション提供、各種コンサルティングを行いながら、お客さまの立場に立った計画策定支援を行います。

② 計画認定

- 中小企業等の方々から策定し、商工中金にご提出いただいた計画について、外部有識者も関与した「成長戦略企業認定委員会」等にて「新成長戦略計画」として認定を行います。

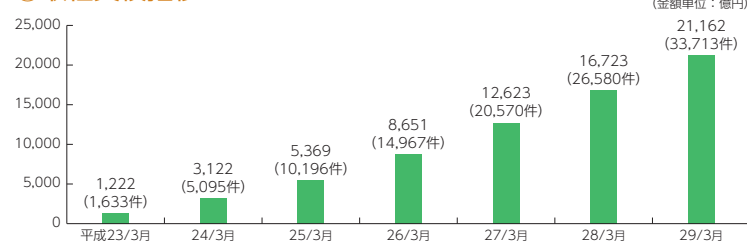
③ 計画実行支援 ～成長マネーの供給、実効性を高めるためのソリューション提供～

- 「新成長戦略計画」を実施する上で必要となる資金について、商工中金が創設した低利融資制度により金融面のサポートを行います。
- 計画実効性を高めるため、ビジネスマッチング、M&A、海外展開支援などさまざまなソリューションを提供します。



成長・創業支援プログラムの取組実績（累計）

① 取組実績推移



② 分野別実績

| 分野 | 金額（億円） |
|-------------------|---------------|
| 環境・エネルギー事業 | 6,096 |
| 雇用支援・人材育成事業 | 3,603 |
| アジア諸国等における投資・事業展開 | 2,228 |
| 医療・介護・健康関連事業 | 1,714 |
| 研究開発 | 1,113 |
| その他 | 6,408 |
| 合計 | 21,162 |

>>> 海外展開支援

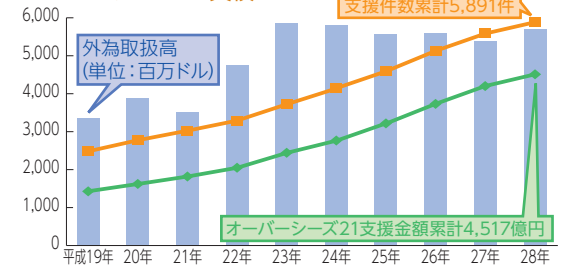
海外展開支援（オーバーシーズ21）

中小企業の海外展開には金融のみならず、情報提供によるサポートが有効であることから、平成8年より「情報提供」と「金融サービス」を併せて提供する「海外展開支援（オーバーシーズ21）」に取り組んでいます。

情報提供面では、本部専門スタッフがお取引先を訪問し、海外展開へのアドバイスをはじめ、投資環境情報の提供等を通じたサポートを行っています。海外においても、商工中金の各海外拠点や職員派遣先と連携したサポート体制を構築しています。

金融サービス面では、海外提携金融機関を活用したスタンドバイ・クレジットによる資金調達サポートや海外現地法人直接貸出、親子ローン等による資金支援のほか、輸出入にかかる貿易金融等、さまざまな形態のサービスを提供しています。

オーバーシーズ21実績



海外展開サポートデスク

平成23年2月1日、国内外104拠点に設置した「中小企業海外展開サポートデスク」では、中小企業の皆さまの海外展開に関する多様な相談・ニーズに対し機動的かつ効果的にお応えするため、JETRO（日本貿易振興機構）やNEXI（日本貿易保険）、中小企業基盤整備機構等の国内関係機関やタイ投資委員会（BOI）等の海外提携機関とも連携し、情報提供等のきめ細やかなサポートを行っています。同サポートデスクには、これまでに海外での拠点設立、資金調達、貿易決済をはじめとした累計で20,815件のご相談をいただいています（平成29年3月末時点）。

商工中金はこれからも中小企業の皆さまの海外展開への幅広いサポートを行っていきます。

商工中金の海外ネットワーク

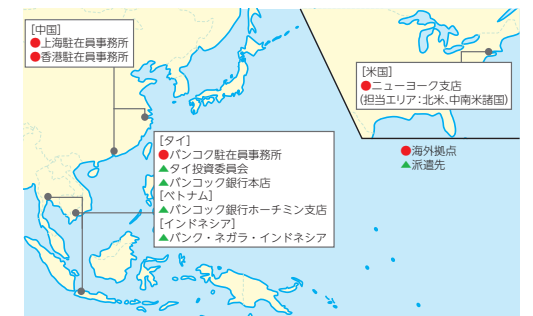
商工中金では、4つの海外拠点を設置しています。また、海外の5つの金融機関と業務提携を行っており、こうした海外ネットワークを通じて、金融・情報の両面から、お客さまの海外展開をサポートしています。

平成29年2月に上海支店開業にかかる中国当局認可を取得し、開業に向けて準備中です。

海外提携金融機関

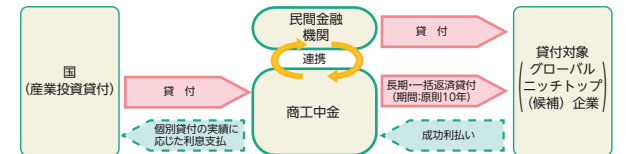
- ・スタンダード・チャータード銀行（英国）・バンコック銀行（タイ）
- ・交通銀行（中国）・香港上海銀行（英国）
- ・バンク・ネガラ・インドネシア（インドネシア）

海外拠点と職員の派遣先



グローバルニッチトップ支援貸付制度

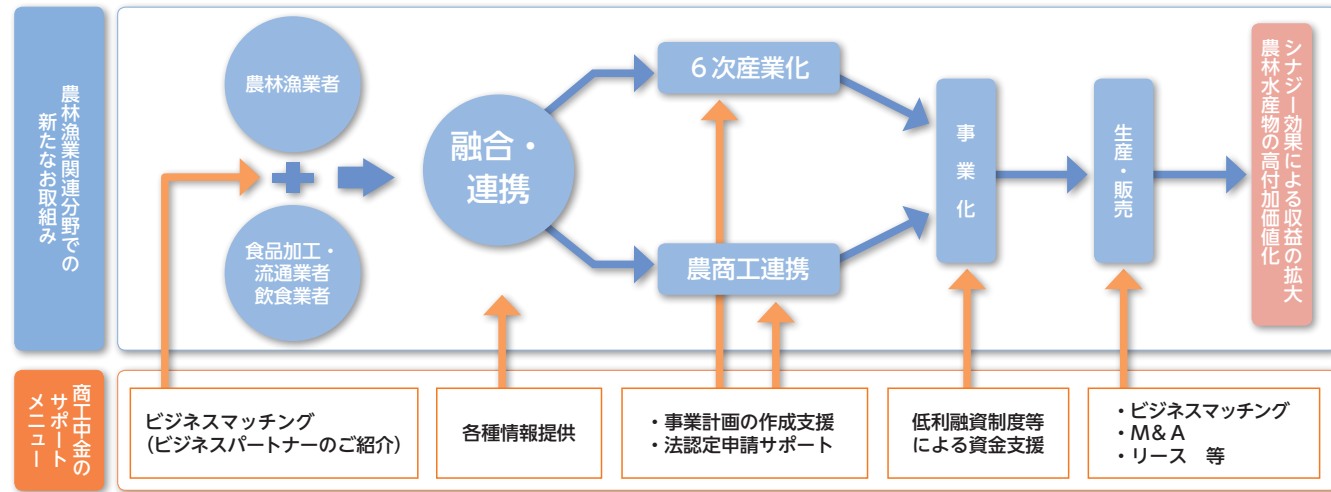
商工中金は、平成26年4月、産業競争力の強化を目的に、特定分野に優れ存在感を示すグローバルニッチトップ（GNT）を目指す中小企業等の皆さまに向けて、海外市場に乗り出す際に必要となる資金を供給する「グローバルニッチトップ支援貸付制度」を創設いたしました。同制度の活用を通じて、対象となる中小企業等の皆さまの戦略的な海外事業展開を支援しており、平成29年3月末で、342件、377億円の実績となっています。



農工商連携支援

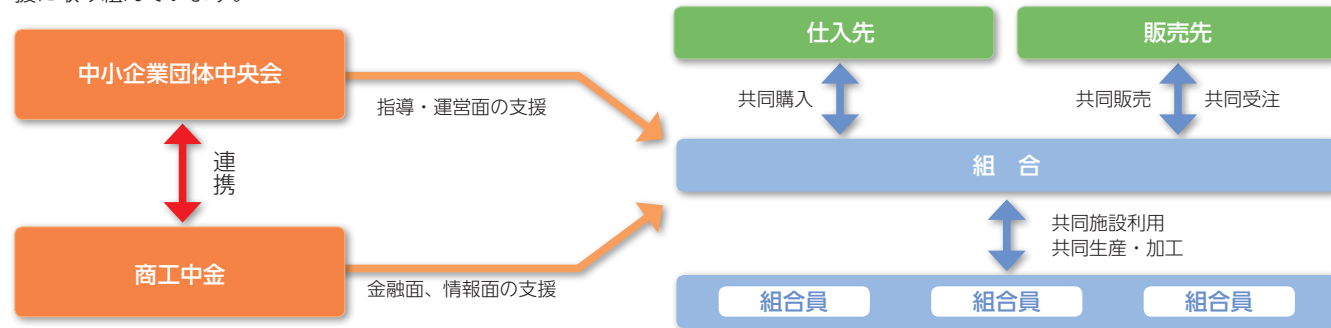
政府においては、地域の基幹産業である商工業と農林水産業との連携を強化し、相乗効果を発揮する取組みを支援するため、「農工商連携支援」施策を展開しています。

農工商等連携促進法に基づく認定を取得するとさまざまな支援措置を受けることができ、中小企業の皆さまにとってメリットが大きいことから、商工商中金では政府や支援機関と連携して法認定のための申請サポートを行うとともに必要な資金を融資するなど情報面・金融面から総合的に支援しています。



組合支援

中小企業組合は、共同事業を通じた組合員の生産性向上や、連携組織として組合員の新たな事業展開を支える役割を果たすなど、個々の企業では解決できない課題を克服し、中小企業の企業価値向上の担い手となる存在です。商工商中金といたしましては中小企業組合の指導機関である中小企業団体中央会と連携し、「中央会推薦貸付制度」等の金融面の支援や補助金等施策情報の提供等により組合支援に取り組んでいます。



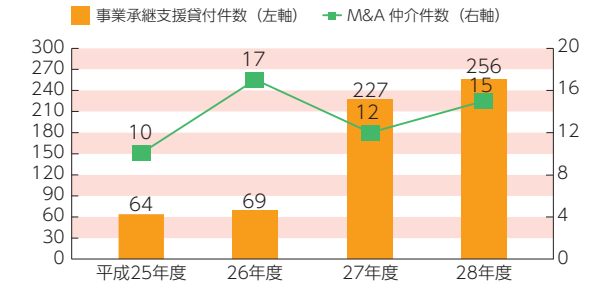
企業間連携支援 (ビジネスマッチング、事業承継・M&A)

商工商中金の全国ネットワークとお取引先とのリレーションを活用したビジネスマッチングや、事業承継支援やM&Aなどに積極的に取り組んでいます。

ビジネスマッチングは、売上増加、仕入コスト削減等を通じてお取引先の企業価値向上につながるものであり、ユース会や中金会というお取引先企業の経営者からなる親密な団体と連携しつつ取組みを強化してまいります。

事業承継・M&Aは、経営者高齢化や後継者不在など、早期の事業承継対策が必要な企業が多くみられ、また対策への関心も高まっております。これらのお取引先ニーズに対し、各種情報提供や事業承継に必要な資金調達への支援を行うほか、税理士等の外部機関と連携しながら、M&Aを含めた、問題解決に向けた総合的なサポートに積極的に取り組んでいます。

事業承継支援貸付件数・M&A仲介件数



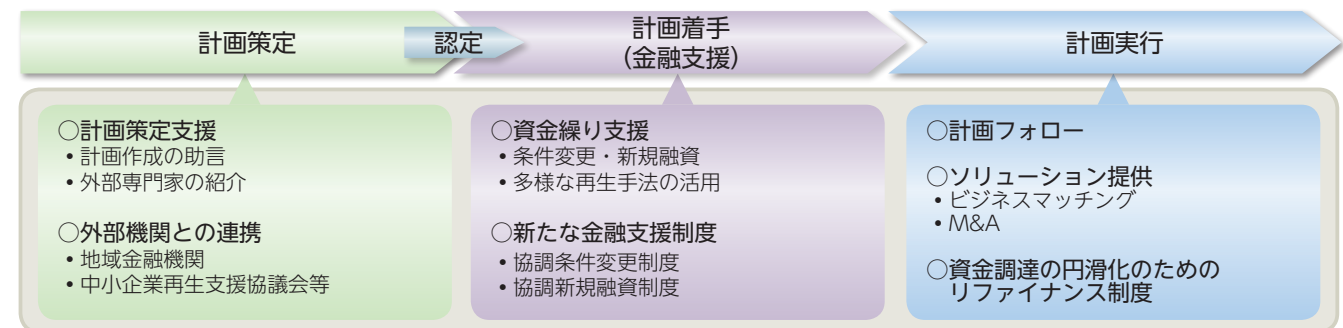
再生支援

商工商中金は、これまで培ってきた事業再生のノウハウをパッケージ化し、より一層積極的に経営改善計画の策定からその達成まで、一貫した総合的なサポートを行うため、平成24年11月に「再生支援プログラム」を創設しました。

また、平成25年10月には、計画に沿った改善努力により業績が改善してきた中小企業等の皆さまに対する、成長に必要な資金調達の円滑化のためのリファイナンス制度を創設し、プログラムを拡充しました。

引き続き、中小企業再生支援協議会等の事業再生支援機関や地域金融機関との連携を通じ、中小企業等の皆さまの企業価値向上や地域再生・活性化に向け、取り組んでまいります。

再生支援プログラムの流れ



経営革新等支援機関としての取組み

商工商中金は、中小企業経営力強化支援法に基づく経営革新等支援機関の申請を行い、認定を受けております。商工商中金では、これまで経営計画の策定支援を行う等、中小企業者等の経営支援を行ってまいりましたが、同認定を受け、中小企業者等の経営状況の分析等を支援業務として位置づけ中小企業支援に積極的に取り組んでおります。

■ 地域金融機関との連携

商工中金は地域金融機関を「地域における共存・相互補完を基本に、地域の金融円滑化と地域経済の活性化を連携して達成するパートナー」と位置付け、地域金融機関との連携を業務運営の基本の一つとしております。

平成26年4月1日付で設置した地域連携室を中心に、本支店一体となって地域金融機関との連携を一層深めてまいりました。

具体的な取組みとして、中立性・公共性、全国ネットワーク、多様なソリューションといった商工中金の特色を活かし、地域金融機関との協調融資により、地域の中小企業を支援しているほか、M&AやABL、国際業務など幅広い分野で相互補完的なソリューションの提供等を通じた連携を実施しております。

平成27年3月には、全営業店に地域金融機関、地方公共団体、その他関係機関に対する「連絡窓口」を設置しました。「連絡窓口」を通じたきめ細かい情報交換等によって、これまで以上に連携の取組みを進めてまいります。

業務協力文書締結実績（平成29年3月）

| 業務協力文書締結状況 | 地方銀行 | 第二地方銀行 | 信用金庫 | 信用組合 | 合計 |
|------------|------|--------|------|------|-----|
| 地域金融機関数 | 64 | 41 | 264 | 151 | 520 |
| 業務協力文書締結先数 | 61 | 40 | 245 | 117 | 463 |

地域金融機関と連携して取り組んだ融資実績(平成28年度)

| | 件数 |
|----|--------|
| 上期 | 7,496 |
| 下期 | 8,732 |
| 合計 | 16,228 |

■ 金融円滑化への取組み

商工中金では、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律(中小企業金融円滑化法)」*の趣旨を踏まえ、期待される役割の十分な発揮に努めてまいりました。* 商工中金は同法の対象金融機関ではありません。

同法は平成25年3月末を以って終了しましたが、商工中金は、「中小企業団体およびその構成員の金融の円滑化」を目的とした金融機関として、金融円滑化に向けた「取組方針(金融円滑化基本方針)」のもと、「推進・管理態勢」・「苦情相談体制」・「事業改善・再生支援体制」などの態勢の強化により、その使命を果たすよう取り組んでおります。

特に、経済情勢や金融変化により経営に支障をきたす等影響を受けている中小企業者等の皆さまからの借入申込や貸付条件の変更の相談等に対して、万全を期するため、平成21年12月7日に「中小企業金融円滑化相談窓口」を、平成25年3月8日に「経営改善・資金繰り相談窓口」を全営業店に開設し、懇切・丁寧・迅速かつ個別の実情に応じた弾力的な対応を行っているところです。

経営改善や再生に取り組む中小企業者等の皆さまに対しましては、皆さまの抱える経営課題を共有し、貸付条件の変更等による資金面の支援とともに、経営課題の解決策の提案や経営改善計画の策定支援、計画の進捗状況のフォローといった「コンサルティング機能」を発揮して、業績好転と自律的存続の実現に向けた積極的なサポートを行っております。

また商工中金では、従来より、経営者保証に過度に依存しない融資手法の活用等により、中小企業者等の皆さまを積極的に支援しております。平成25年12月5日、経営者保証に関するガイドライン研究会より「経営者保証に関するガイドライン」が公表されましたが、商工中金ではガイドラインの趣旨を踏まえ、適切な対応に努めてまいります。

中小企業の金融円滑化に向けた貸付条件の変更等の実績〈平成21年12月7日～平成29年3月末累計〉

(単位：件、百万円)

| 貸付条件の変更の申込み | | うち、実行に係る貸付債権 | | うち、謝絶に係る貸付債権 | | うち、審査中の貸付債権 | | うち、取下げに係る貸付債権 | |
|-------------|-----------|--------------|-----------|--------------|---------|-------------|---------|---------------|---------|
| 債権数 | 債権額 | 債権数 | 債権額 | 債権数 | 債権額 | 債権数 | 債権額 | 債権数 | 債権額 |
| 237,486 | 8,795,285 | 226,210 | 8,394,517 | 3,506 | 130,369 | 3,384 | 105,598 | 4,386 | 164,801 |

(注) 本計数には、旧債の借換は含まれておりません。

■ 店舗の移転等について

お客さまの利便性向上に向けた店舗の移転・更新を随時行っております。

平成28年度は4店舗(札幌、津、高松、長崎)を移転・建て替えたほか、応接カウンターの更新等、ロビー周りの改修を10店舗(大阪、北九州等)で実施しました。

今後もこれまで以上にお客さまがご利用しやすい店舗を目指して、順次店舗投資を進めてまいります。

| 店舗名 | 住所 | 代表電話番号 |
|------|-----------------------------------|--------------------------------|
| 札幌支店 | 札幌市中央区北二条西3-1-20 札幌フコク生命越山ビル3階 | 011-241-7231 (移転前と変更ございません) |
| 津支店 | 津市栄町4-254-1 | 059-228-4155 (移転前と変更ございません) |
| 高松支店 | 高松市瓦町1-3-8 | 087-821-6145 (移転前と変更ございません) |
| 長崎支店 | 長崎市銅座町2-13 | 095-823-6241 (移転前と変更ございません) |



津支店

■ 80周年記念動画の紹介

商工中金は、80周年を機に、果たすべき役割や機能などをお伝えする会社紹介映像を制作し、商工中金ホームページの動画紹介サイトに加え、動画サイト「YouTube」に公式チャンネルを新規開設して公開しました。

今回制作したのは、業務紹介編のほか、6編の取組み事例紹介編です。事例紹介編では、商工中金の地域活性化やものづくり企業に対する成長支援などを、一般の方にもわかりやすいストーリー仕立てで紹介しています。

これからも、広く社会一般や中小企業の皆さまに、ご理解いただくための情報発信に努めてまいります。

■ 「プラチナくるみん」認定の取得について

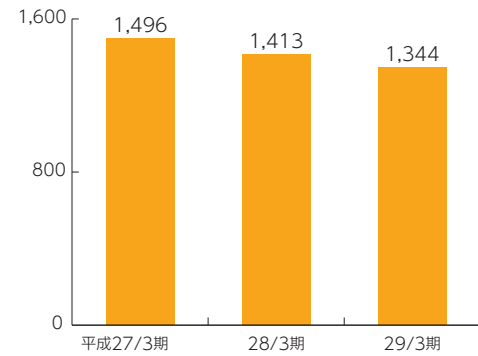
平成29年3月に、厚生労働大臣より、職員の子育てをより高い水準でサポートする企業として、「プラチナくるみん」の認定を受けました。

商工中金は、これまで、職員が仕事と子育てとの両立を実現し、やりがいを持って仕事を続けることができるよう、社長を議長とする「女性活躍推進会議」にて取組みの検討を行い、育児関連制度の充実、男性職員も含めた仕事と子育てとの両立に関する職場の理解促進、円滑な職場復帰や継続就業のサポート強化などの環境整備を着実に進めてきました。

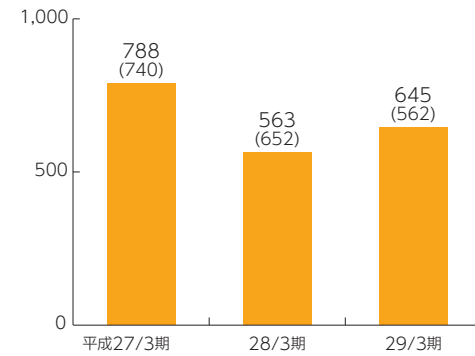
今後とも、職員が働きがいや働きやすさを実感し、持てる能力を十分発揮できるよう、職場環境整備に努めていきます。



業務粗利益 (単位: 億円)

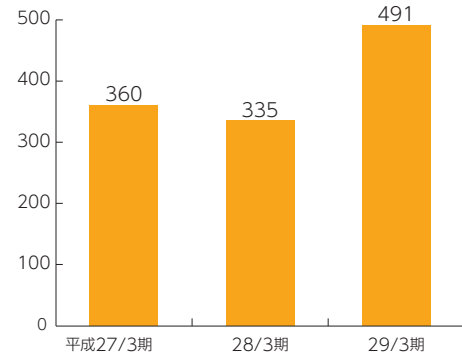


業務純益 (単位: 億円)

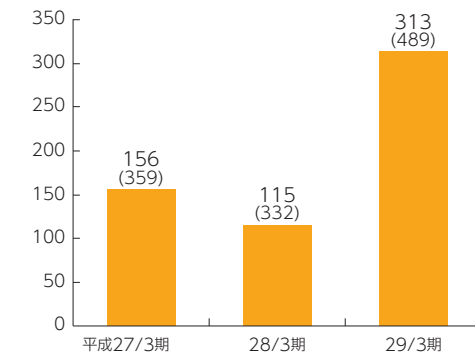


(注) () 内は一般貸倒引当金繰入額控除前業務純益

経常利益 (単位: 億円)

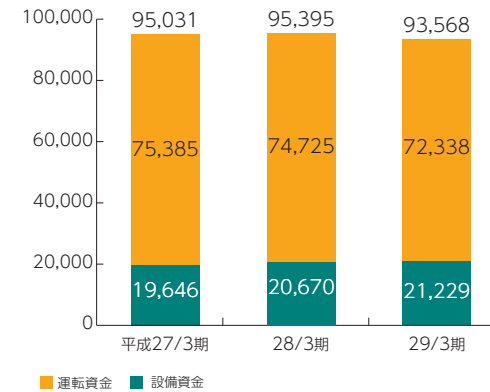


当期純利益 (単位: 億円)

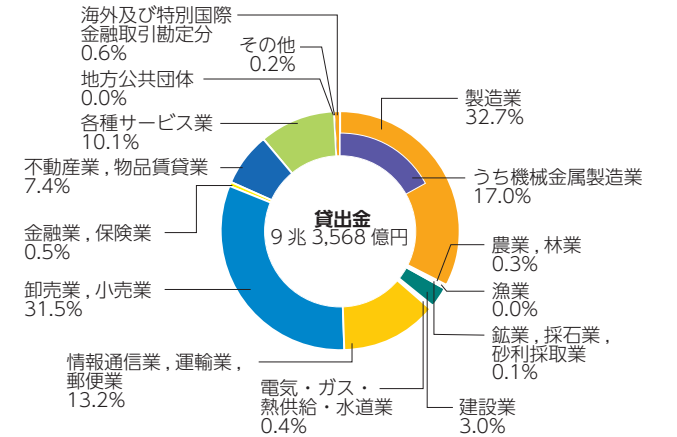


(注) () 内は税引前当期純利益

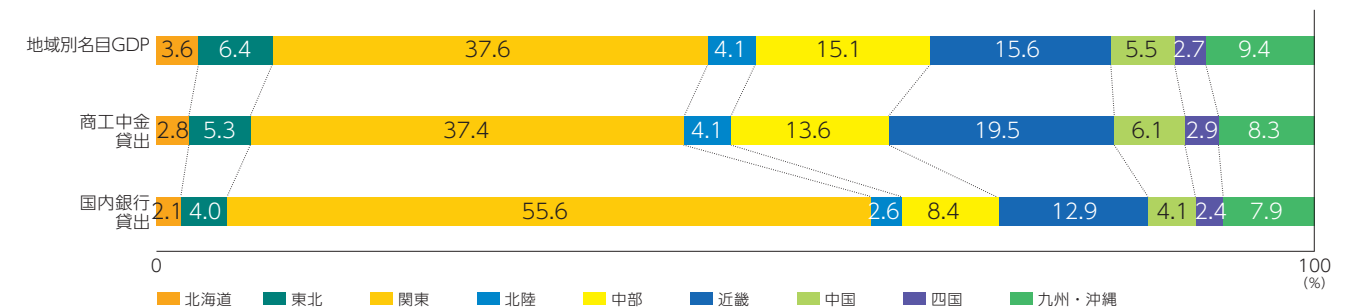
貸出金残高推移 (単位: 億円)



貸出金業種別内訳 (平成29年3月31日現在)



地域別名目GDPと商工中金の地域別貸出残高構成比比較



(注) 地域別名目 GDPは平成25年度、商工中金貸出および国内銀行貸出は平成29年3月末時点。
(資料) 内閣府「県民経済計算」、日本銀行「都道府県別預金・現金・貸出金」

● 平成29年3月期の業務粗利益は、資金利益が減少したことなどから、前期比69億円減少し、1,344億円となりましたが、与信費用の減少などから、経常利益は前期比156億円増加し、491億円となりました。

● セーフティネット機能の発揮に取り組みましたが、お取引先の資金需要の低迷などから、平成29年3月期の貸出金残高は、前期比1,827億円の減少となりました。

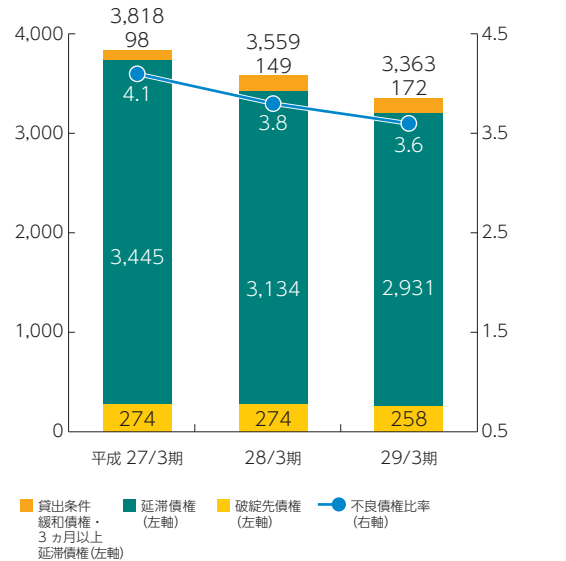
財務ハイライト

>>> 不良債権の状況

>>> 資金調達の内訳、自己資本の状況

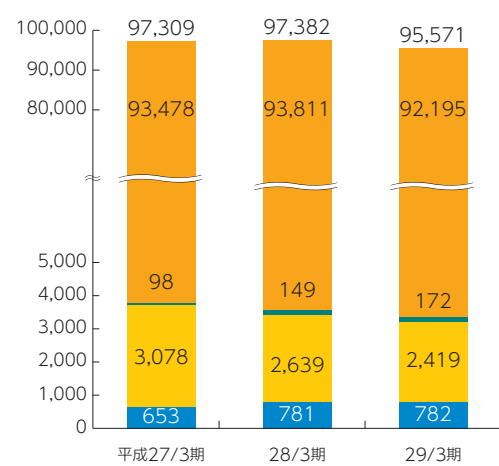
Financial Highlights

リスク管理債権および不良債権比率 (単位: 億円、%)



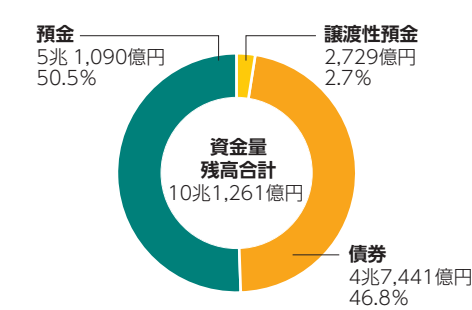
(注) 自己査定に基づき、破綻先債権(破綻先)、延滞債権(実質破綻先、破綻懸念先)および3ヵ月以上延滞債権や貸出条件緩和債権(お取引先の経営再建や支援を図る目的で金利減免など、お取引先に有利な取り決めを行った貸出金)を明示しています。不良債権比率: リスク管理債権の貸出金に占める割合

金融再生法に基づく開示債権 (単位: 億円)



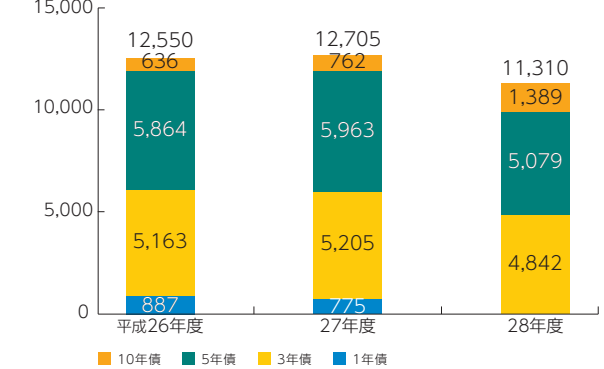
(注) 自己査定に基づき、破綻先・実質破綻先の債権を「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、破綻懸念先の債権を「危険債権」、要注目の債権のうち「3ヵ月以上延滞債権」および「貸出条件緩和債権」を「要管理債権」として開示しています。

資金調達の内訳 (平成29年3月31日現在)



● 募集債による効率的な調達に加え、個人・法人預金を主体とした資金調達の基盤拡充に努めています。

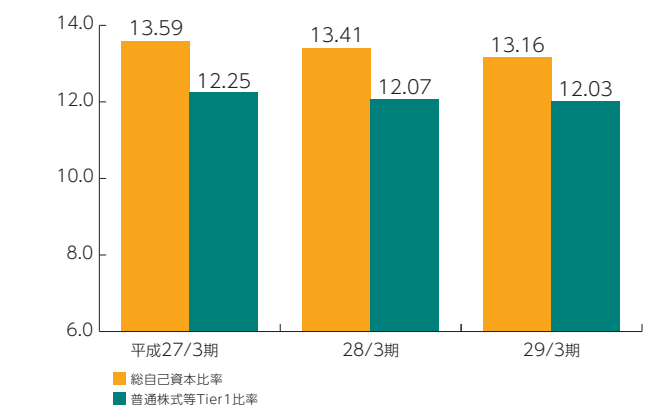
募集債年度間発行額 (単位: 億円)



自己資本等の推移 (単位: 億円)

| | 平成27/3期 | 28/3期 | 29/3期 |
|------------|---------|-------|-------|
| 総自己資本 | 9,700 | 9,805 | 9,964 |
| 普通株式等Tier1 | 8,743 | 8,820 | 9,110 |
| うち民間保有株式 | 1,170 | 1,170 | 1,170 |
| うち政府保有株式 | 1,016 | 1,016 | 1,016 |
| うち危機対応準備金 | 1,500 | 1,500 | 1,500 |
| うち特別準備金 | 4,008 | 4,008 | 4,008 |
| うち利益剰余金 | 1,119 | 1,189 | 1,457 |

自己資本比率の推移 (単位: %)



(注) 商工中金は株式会社商工組合中央金庫法第23条第1項およびそれに基づく金融庁・財務省・経済産業省告示により、自己資本比率の向上に努めています。

● 平成29年3月期の総自己資本比率は13.16%と安定した水準で推移しております。
● また、自己資本に占める中核的自己資本(普通株式等Tier1)の割合が高いことなど、自己資本の質は高いものとなっています。

● リスク管理債権および金融再生法に基づく開示債権は自己査定により回収不能と区分された債権額(IV分類額)を控除した金額で表示しています。なお、平成29年3月期において、控除した金額はそれぞれ次の通りです。リスク管理債権…「破綻先債権」については325億円、「延滞債権」については608億円。金融再生法に基づく開示債権…「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」については941億円。
● リスク管理債権は貸出金のみを対象としています。金融再生法に基づく開示対象債権は、貸出金のほか、商工中金保証付私募債(商工中金がその元本の償還および利息の支払の全部または一部について保証している私募による社債)、外国為替、支払承諾見返や未収利息、仮払金など貸出金に準ずる債権を含みます。

● 自己査定において要注意先に区分されたお取引先を中心として、経営改善計画の策定支援・フォローを通じ、お取引先の経営改善に向けた積極的な取組みを行っています。
● 今後につきましても、こうした取組みに注力し、自己査定を通じた適切な債権管理を実施することで、債権・財務の健全性を維持・確保してまいります。

決算の状況 (第88期)

>>> 単体決算の状況

貸借対照表 (平成29年3月31日現在)

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|------------|------------|------------|------------|
| (資産の部) | | | |
| 現金預け金 | 1,722,751 | 現金 | 23,829 |
| 預け金 | 1,698,922 | 預け金 | 1,698,922 |
| コールローン | 57,723 | 買入金銭債権 | 26,127 |
| 買入金銭債権 | 26,127 | 特定取引資産 | 20,485 |
| 特定取引資産 | 20,485 | 商品有価証券 | 3,298 |
| 商品有価証券 | 3,298 | 特定金融派生商品 | 17,187 |
| 特定金融派生商品 | 17,187 | 有価証券 | 1,543,111 |
| 有価証券 | 1,543,111 | 国債 | 921,345 |
| 国債 | 921,345 | 地方債 | 188,628 |
| 地方債 | 188,628 | 社債 | 352,756 |
| 社債 | 352,756 | 株式 | 39,654 |
| 株式 | 39,654 | その他の証券 | 40,726 |
| その他の証券 | 40,726 | 貸出金 | 9,356,833 |
| 貸出金 | 9,356,833 | 割引手形 | 188,316 |
| 割引手形 | 188,316 | 手形貸付 | 313,729 |
| 手形貸付 | 313,729 | 証書貸付 | 7,917,005 |
| 証書貸付 | 7,917,005 | 当座貸越 | 937,782 |
| 当座貸越 | 937,782 | 外国為替 | 15,708 |
| 外国為替 | 15,708 | 外国他店預け | 6,624 |
| 外国他店預け | 6,624 | 買入外国為替 | 1,146 |
| 買入外国為替 | 1,146 | 取立外国為替 | 7,937 |
| 取立外国為替 | 7,937 | その他資産 | 54,979 |
| その他資産 | 54,979 | 前払費用 | 4,513 |
| 前払費用 | 4,513 | 未収収益 | 6,286 |
| 未収収益 | 6,286 | 金融派生商品 | 1,445 |
| 金融派生商品 | 1,445 | 金融商品等差入担保金 | 31,931 |
| 金融商品等差入担保金 | 31,931 | その他の資産 | 10,802 |
| その他の資産 | 10,802 | 有形固定資産 | 42,716 |
| 有形固定資産 | 42,716 | 建物 | 16,235 |
| 建物 | 16,235 | 土地 | 23,260 |
| 土地 | 23,260 | リース資産 | 2 |
| リース資産 | 2 | 建設仮勘定 | 909 |
| 建設仮勘定 | 909 | その他の有形固定資産 | 2,308 |
| その他の有形固定資産 | 2,308 | 無形固定資産 | 11,023 |
| 無形固定資産 | 11,023 | ソフトウェア | 9,476 |
| ソフトウェア | 9,476 | その他の無形固定資産 | 1,547 |
| その他の無形固定資産 | 1,547 | 前払年金費用 | 20,468 |
| 前払年金費用 | 20,468 | 繰延税金資産 | 40,095 |
| 繰延税金資産 | 40,095 | 支払承諾見返 | 103,433 |
| 支払承諾見返 | 103,433 | 支払承諾見返 | 101,980 |
| 支払承諾見返 | 101,980 | 代理貸付保証見返 | 1,452 |
| 代理貸付保証見返 | 1,452 | 貸倒引当金 | △236,578 |
| 貸倒引当金 | △236,578 | 資産の部合計 | 12,778,881 |
| 資産の部合計 | 12,778,881 | | |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (平成28年4月1日～平成29年3月31日)

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|--------------|------------|--------------|------------|
| (負債の部) | | | |
| 預金 | 5,109,032 | 当座預金 | 540,470 |
| 当座預金 | 540,470 | 普通預金 | 1,202,935 |
| 普通預金 | 1,202,935 | 通知預金 | 34,976 |
| 通知預金 | 34,976 | 定期預金 | 3,221,702 |
| 定期預金 | 3,221,702 | その他の預金 | 108,946 |
| その他の預金 | 108,946 | 譲渡性預金 | 272,955 |
| 譲渡性預金 | 272,955 | 債券 | 4,744,121 |
| 債券 | 4,744,121 | 債券発行高 | 4,744,121 |
| 債券発行高 | 4,744,121 | コールマネー | 359 |
| コールマネー | 359 | 債券貸借取引受入担保金 | 474,944 |
| 債券貸借取引受入担保金 | 474,944 | 特定取引負債 | 10,918 |
| 特定取引負債 | 10,918 | 特定金融派生商品 | 10,918 |
| 特定金融派生商品 | 10,918 | 借入金 | 953,865 |
| 借入金 | 953,865 | 外国為替 | 86 |
| 外国為替 | 86 | 売渡外国為替 | 86 |
| 売渡外国為替 | 86 | その他負債 | 135,462 |
| その他負債 | 135,462 | 未払法人税等 | 9,141 |
| 未払法人税等 | 9,141 | 未払費用 | 7,119 |
| 未払費用 | 7,119 | 前受収益 | 8,851 |
| 前受収益 | 8,851 | 従業員預り金 | 3,857 |
| 従業員預り金 | 3,857 | 金融派生商品 | 1,238 |
| 金融派生商品 | 1,238 | 金融商品等受入担保金 | 7,446 |
| 金融商品等受入担保金 | 7,446 | リース債務 | 2 |
| リース債務 | 2 | 資産除去債務 | 62 |
| 資産除去債務 | 62 | 未払債券元金 | 65,937 |
| 未払債券元金 | 65,937 | 売現先利息 | 54 |
| 売現先利息 | 54 | 債券貸借取引支払利息 | 38 |
| 債券貸借取引支払利息 | 38 | 借入金利息 | 2,416 |
| 借入金利息 | 2,416 | その他の支払利息 | 41 |
| その他の支払利息 | 41 | 役員退職慰労引当金 | 59 |
| 役員退職慰労引当金 | 59 | 睡眠債券払戻損失引当金 | 11,541 |
| 睡眠債券払戻損失引当金 | 11,541 | 環境対策引当金 | 152 |
| 環境対策引当金 | 152 | 支払承諾 | 103,433 |
| 支払承諾 | 103,433 | 支払承諾 | 101,980 |
| 支払承諾 | 101,980 | 代理貸付保証 | 1,452 |
| 代理貸付保証 | 1,452 | 負債の部合計 | 11,841,098 |
| 負債の部合計 | 11,841,098 | | |
| (純資産の部) | | | |
| 資本金 | 218,653 | 資本金 | 218,653 |
| 資本金 | 218,653 | 危機対応準備金 | 150,000 |
| 危機対応準備金 | 150,000 | 特別準備金 | 400,811 |
| 特別準備金 | 400,811 | 資本剰余金 | 0 |
| 資本剰余金 | 0 | その他資本剰余金 | 0 |
| その他資本剰余金 | 0 | 利益剰余金 | 145,796 |
| 利益剰余金 | 145,796 | 利益準備金 | 20,612 |
| 利益準備金 | 20,612 | その他利益剰余金 | 125,184 |
| その他利益剰余金 | 125,184 | 固定資産圧縮積立金 | 501 |
| 固定資産圧縮積立金 | 501 | 特別積立金 | 49,570 |
| 特別積立金 | 49,570 | 繰越利益剰余金 | 75,112 |
| 繰越利益剰余金 | 75,112 | 自己株式 | △1,038 |
| 自己株式 | △1,038 | 株主資本合計 | 914,223 |
| 株主資本合計 | 914,223 | その他有価証券評価差額金 | 23,510 |
| その他有価証券評価差額金 | 23,510 | 繰延ヘッジ損益 | 48 |
| 繰延ヘッジ損益 | 48 | 評価・換算差額等合計 | 23,559 |
| 評価・換算差額等合計 | 23,559 | 純資産の部合計 | 937,782 |
| 純資産の部合計 | 937,782 | 負債及び純資産の部合計 | 12,778,881 |
| 負債及び純資産の部合計 | 12,778,881 | | |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

>>> 連結決算の状況

連結貸借対照表 (平成29年3月31日現在)

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---------------|------------|---------------|------------|
| (資産の部) | | | |
| 現金預け金 | 1,722,831 | 預金 | 5,103,175 |
| 現金預け金 | 1,722,831 | 譲渡性預金 | 272,855 |
| 譲渡性預金 | 272,855 | 債券 | 4,743,721 |
| 債券 | 4,743,721 | コールマネー及び売渡手形 | 359 |
| コールマネー及び売渡手形 | 359 | 債券貸借取引受入担保金 | 474,944 |
| 債券貸借取引受入担保金 | 474,944 | 特定取引負債 | 10,918 |
| 特定取引負債 | 10,918 | 借入金 | 1,015,805 |
| 借入金 | 1,015,805 | 外国為替 | 86 |
| 外国為替 | 86 | その他負債 | 142,457 |
| その他負債 | 142,457 | 賞与引当金 | 4,637 |
| 賞与引当金 | 4,637 | 退職給付に係る負債 | 25,378 |
| 退職給付に係る負債 | 25,378 | 役員退職慰労引当金 | 90 |
| 役員退職慰労引当金 | 90 | 睡眠債券払戻損失引当金 | 11,541 |
| 睡眠債券払戻損失引当金 | 11,541 | 環境対策引当金 | 152 |
| 環境対策引当金 | 152 | その他の引当金 | 75 |
| その他の引当金 | 75 | 繰延税金負債 | 49 |
| 繰延税金負債 | 49 | 支払承諾 | 103,466 |
| 支払承諾 | 103,466 | 負債の部合計 | 11,909,714 |
| 負債の部合計 | 11,909,714 | | |
| (純資産の部) | | | |
| 資本金 | 218,653 | 資本金 | 218,653 |
| 資本金 | 218,653 | 危機対応準備金 | 150,000 |
| 危機対応準備金 | 150,000 | 特別準備金 | 400,811 |
| 特別準備金 | 400,811 | 資本剰余金 | 0 |
| 資本剰余金 | 0 | 利益剰余金 | 154,131 |
| 利益剰余金 | 154,131 | 自己株式 | △1,038 |
| 自己株式 | △1,038 | 株主資本合計 | 922,557 |
| 株主資本合計 | 922,557 | その他有価証券評価差額金 | 23,540 |
| その他有価証券評価差額金 | 23,540 | 繰延ヘッジ損益 | 48 |
| 繰延ヘッジ損益 | 48 | 退職給付に係る調整累計額 | △14,625 |
| 退職給付に係る調整累計額 | △14,625 | その他の包括利益累計額合計 | 8,964 |
| その他の包括利益累計額合計 | 8,964 | 非支配株主持分 | 3,796 |
| 非支配株主持分 | 3,796 | 純資産の部合計 | 935,318 |
| 純資産の部合計 | 935,318 | 負債及び純資産の部合計 | 12,845,033 |
| 負債及び純資産の部合計 | 12,845,033 | | |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (平成28年4月1日～平成29年3月31日)

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|------------------|---------|------------------|---------|
| (負債の部) | | | |
| 経常収益 | 195,376 | 経常収益 | 195,376 |
| 経常収益 | 195,376 | 資金運用収益 | 130,197 |
| 資金運用収益 | 130,197 | 貸出金利息 | 119,142 |
| 貸出金利息 | 119,142 | 有価証券利息配当金 | 7,255 |
| 有価証券利息配当金 | 7,255 | コールローン利息及び買入手形利息 | 570 |
| コールローン利息及び買入手形利息 | 570 | 買現先利息 | 0 |
| 買現先利息 | 0 | 預け金利息 | 1,330 |
| 預け金利息 | 1,330 | 金利スワップ受入利息 | 31 |
| 金利スワップ受入利息 | 31 | その他の受入利息 | 1,868 |
| その他の受入利息 | 1,868 | 役員取引等収益 | 12,338 |
| 役員取引等収益 | 12,338 | 特定取引収益 | 5,391 |
| 特定取引収益 | 5,391 | その他業務収益 | 36,783 |
| その他業務収益 | 36,783 | その他経常収益 | 10,665 |
| その他経常収益 | 10,665 | 償却債権取立益 | 70 |
| 償却債権取立益 | 70 | その他の経常収益 | 10,595 |
| その他の経常収益 | 10,595 | 経常費用 | 144,499 |
| 経常費用 | 144,499 | 資金調達費用 | 11,023 |
| 資金調達費用 | 11,023 | 預金利息 | 3,595 |
| 預金利息 | 3,595 | 譲渡性預金利息 | 388 |
| 譲渡性預金利息 | 388 | 債券利息 | 4,364 |
| 債券利息 | 4,364 | コールマネー利息及び売渡手形利息 | △31 |
| コールマネー利息及び売渡手形利息 | △31 | 売現先利息 | 54 |
| 売現先利息 | 54 | 債券貸借取引支払利息 | 38 |
| 債券貸借取引支払利息 | 38 | 借入金利息 | 2,571 |
| 借入金利息 | 2,571 | その他の支払利息 | 41 |
| その他の支払利息 | 41 | 役員取引等費用 | 3,414 |
| 役員取引等費用 | 3,414 | 特定取引費用 | 24 |
| 特定取引費用 | 24 | その他業務費用 | 32,816 |
| その他業務費用 | 32,816 | 営業経費 | 82,951 |
| 営業経費 | 82,951 | その他経常費用 | 14,269 |
| その他経常費用 | 14,269 | 貸倒引当金繰入額 | 5,909 |
| 貸倒引当金繰入額 | 5,909 | その他の経常費用 | 8,360 |
| その他の経常費用 | 8,360 | 経常利益 | 50,876 |
| 経常利益 | 50,876 | 特別利益 | 2 |
| 特別利益 | 2 | 固定資産処分益 | 2 |
| 固定資産処分益 | 2 | 特別損失 | 241 |
| 特別損失 | 241 | 固定資産処分損 | 174 |
| 固定資産処分損 | 174 | 減損損失 | 66 |
| 減損損失 | 66 | 税金等調整前当期純利益 | 50,638 |
| 税金等調整前当期純利益 | 50,638 | 法人税、住民税及び事業税 | 14,639 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 14,639 | 法人税等調整額 | 3,552 |
| 法人税等調整額 | 3,552 | 法人税等合計 | 18,192 |
| 法人税等合計 | 18,192 | 当期純利益 | 32,445 |
| 当期純利益 | 32,445 | 非支配株主に帰属する当期純利益 | 3 |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 | 3 | 親会社株主に帰属する当期純利益 | 32,442 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 32,442 | | |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

Financial Data

株式の状況 Stock Information

株式情報 (平成29年3月31日現在)

| | | |
|------------------|--|----------------|
| ●発行可能株式総数…………… | 普通株式…………… | 4,000,000,000株 |
| | 危機対応準備金株式…………… | 10株 |
| ●発行済株式の総数…………… | 普通株式…………… | 2,186,531,448株 |
| ●決算期…………… | | 3月31日 |
| ●基準日…………… | 定時株主総会…………… | 3月31日 |
| | 期末配当金受領株主確定日…………… | 3月31日 |
| ●定時株主総会開催時期…………… | | 6月下旬 |
| ●単元株式数…………… | 普通株式…………… | 1,000株 |
| | 危機対応準備金株式…………… | 1株 |
| ●公告方法…………… | 電子公告 | |
| | ただし、やむを得ない事由により電子公告を行うことができない場合は、日本経済新聞に掲載いたします。 | |

株式事務のご案内

- 株主名簿管理人…………… 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社
- 事務取扱場所…………… 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部
- お問合せ先・郵便物送付先…………… 〒137-8081
東京都江東区東砂七丁目10番11号
三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部
電話：0120-232-711 (通話料無料) (受付時間：土・日・祝祭日を除く9:00～17:00)
- 取次所…………… 三菱UFJ信託銀行株式会社全国各支店

株主資格

- 商工中は、中小企業金融の円滑化を目的とする金融機関であり、株式会社商工組合中央金庫法第6条により、議決権のある株主資格が、政府のほか、中小企業組合と株主である中小企業組合の組合員に限定されています。
- 株式の名義書換請求は、上記三菱UFJ信託銀行株式会社本支店にて受付いたしますが、資格審査の結果、名義書換をお断りする場合がございますのであらかじめご了承ください。

中小企業組合の皆さまへ

組合員が商工中金へお借入のお申込等をされる際には、所属組合員であることの確認が必要となりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

○本店 〒104-0028 東京都中央区八重洲2-10-17 03-3272-6111

| 北海道 | | | |
|-----|-------------------------|------------------|--------------|
| ●札幌 | 〒060-0002 | 札幌市中央区北二条西3-1-20 | 011-241-7231 |
| ↳ | ※平成29年2月20日に上記住所へ移転しました | | |
| ●函館 | 〒040-0063 | 函館市若松町3-6 | 0138-23-5621 |
| ●帯広 | 〒080-0013 | 帯広市西三条南6-20-1 | 0155-23-3185 |
| ▲釧路 | 〒085-0847 | 釧路市大町1-1-1 | 0154-42-0671 |
| ●旭川 | 〒070-0035 | 旭川市五条通9-1703-81 | 0166-26-2181 |

| 東北 | | | |
|-------|-----------|-----------------|--------------|
| ●青森 | 〒030-0861 | 青森市長島2-1-7 | 017-734-5411 |
| ●八戸 | 〒031-0086 | 八戸市大字八日町40-2 | 0178-45-8811 |
| ●盛岡 | 〒020-0021 | 盛岡市中央通3-4-6 | 019-622-4185 |
| ●仙台 | 〒980-0021 | 仙台市青葉区中央2-10-30 | 022-225-7411 |
| ●秋田 | 〒010-0001 | 秋田市中通2-4-19 | 018-833-8531 |
| ●山形 | 〒990-0038 | 山形市幸町2-1 | 023-632-2111 |
| ●酒田 | 〒998-0044 | 酒田市中町2-6-22 | 0234-24-3922 |
| ●福島 | 〒960-8054 | 福島市三河北町11-5 | 024-526-1201 |
| ▲会津若松 | 〒965-0816 | 会津若松市南千石町6-5 | 0242-26-2617 |

| 関東甲信越 | | | |
|-------|---|--------------------|--------------|
| ●水戸 | 〒310-0021 | 水戸市南町3-5-7 | 029-225-5151 |
| ●宇都宮 | 〒320-0026 | 宇都宮市馬場通り4-1-1 | 028-600-8050 |
| ↳ | ※平成29年7月18日より仮店舗から下記住所へ移転します | | |
| ↳ | (店舗住所) 〒320-0861 宇都宮市西1-1-15 電話番号028-633-8191 | | |
| ●足利 | 〒326-0814 | 足利市通2-2751 | 0284-21-7131 |
| ●前橋 | 〒371-0026 | 前橋市大手町2-6-17 | 027-224-8151 |
| ●さいたま | 〒330-0064 | さいたま市浦和区岸町4-25-13 | 048-822-5151 |
| ●熊谷 | 〒360-0042 | 熊谷市本町2-95 | 048-525-3751 |
| ●千葉 | 〒260-0028 | 千葉市中央区新町3-13 | 043-248-2345 |
| ●松戸 | 〒271-0092 | 松戸市松戸1846-2 | 047-365-4111 |
| ●八王子 | 〒192-0081 | 東京都八王子市横山町2-5 | 042-646-3131 |
| ●上野 | 〒110-0005 | 東京都台東区上野1-10-12 | 03-3834-0111 |
| ●大森 | 〒143-0016 | 東京都大田区大森北1-1-10 | 03-3763-1251 |
| ●川浜 | 〒143-0003 | 東京都大田区京浜通2-10-2 | 03-3799-0331 |
| ●押上 | 〒130-0002 | 東京都墨田区新町3-10-8 | 03-3624-1161 |
| ■浦安 | 〒279-0025 | 浦安市鉄鋼通り2-1-6 | 047-355-8011 |
| ●新宿 | 〒160-0023 | 東京都新宿区西新宿1-22-2 | 03-3340-1551 |
| ●深川 | 〒135-0042 | 東京都江東区木場5-11-17 | 03-3642-7131 |
| ●東京 | 〒105-0012 | 東京都港区芝大門2-12-18 | 03-3437-1231 |
| ●池袋 | 〒171-0022 | 東京都豊島区南池袋1-21-10 | 03-3988-6311 |
| ●渋谷 | 〒150-0002 | 東京都渋谷区渋谷2-17-5 | 03-3486-6511 |
| ●神田 | 〒101-0045 | 東京都千代田区神田鍛冶町3-3-12 | 03-3254-6811 |
| ●新木場 | 〒136-0082 | 東京都江東区新木場1-18-6 | 03-5569-1711 |
| ●横浜 | 〒231-0003 | 横浜市中区北仲通4-40 | 045-201-3952 |
| ●川崎 | 〒210-0007 | 川崎市西区駅前本町26-4 | 044-244-1101 |
| ●横浜西口 | 〒220-0004 | 横浜市中区北幸1-11-1 | 045-314-3211 |
| ▲相模原 | 〒252-0231 | 相模原市中央区相模原4-3-14 | 042-786-6230 |
| ●新潟 | 〒951-8061 | 新潟市中央区西堀通四番町816-10 | 025-228-2121 |
| ●長岡 | 〒940-0061 | 長岡市城内町11-2-10 | 0258-35-2181 |
| ●甲府 | 〒400-0032 | 甲府市中央1-6-16 | 055-233-1161 |
| ●長野 | 〒380-0814 | 長野市西鶴賀町1483-11 | 026-234-0145 |
| ●諏訪 | 〒392-0026 | 諏訪市中央1-14-6 | 0266-52-6600 |
| ●松本 | 〒390-0811 | 松本市中央2-1-27 | 0263-35-6211 |

| 東海 | | | |
|------|-------------------------|----------------|--------------|
| ●岐阜 | 〒500-8828 | 岐阜市若宮町9-16 | 058-263-9191 |
| ▲高山 | 〒506-0025 | 高山市天満町5-1 | 0577-32-3353 |
| ●静岡 | 〒420-0853 | 静岡市葵区追手町6-3 | 054-254-4131 |
| ●浜松 | 〒430-0917 | 浜松市中区常盤町133-1 | 053-454-1521 |
| ●沼津 | 〒410-0046 | 沼津市米山町6-5 | 055-920-5000 |
| ●熱田 | 〒456-0018 | 名古屋市長久寺町2-2-33 | 052-682-3111 |
| ●名古屋 | 〒460-0003 | 名古屋市中区錦3-23-18 | 052-951-7581 |
| ●豊橋 | 〒440-0897 | 豊橋市松葉町3-71-2 | 0532-52-0221 |
| ●津 | 〒514-0004 | 津市栄町4-254-1 | 059-228-4155 |
| ↳ | ※平成28年7月11日に上記住所へ移転しました | | |
| ●四日市 | 〒510-0074 | 四日市市鶴の森1-3-20 | 059-351-4871 |

| 北陸 | | | |
|-----|-----------|--------------|--------------|
| ●富山 | 〒930-0004 | 富山市桜橋通り6-11 | 076-444-5121 |
| ●高岡 | 〒933-0912 | 高岡市内丸の内2-6 | 0766-25-5431 |
| ●金沢 | 〒920-0964 | 金沢市本多町3-1-25 | 076-221-6141 |
| ●福井 | 〒910-0005 | 福井市大手3-14-9 | 0776-23-2090 |

| 近畿 | | | |
|-------|-----------|-------------------------|--------------|
| ●大阪 | 〒520-0047 | 大阪市浜大津1-2-22 | 077-522-6791 |
| ●彦根 | 〒522-0073 | 彦根市旭町9-3 | 0749-24-3831 |
| ●京都 | 〒600-8421 | 京都市下京区綾小路通烏丸西入童侍者町159-1 | 075-361-1120 |
| ●大塚 | 〒550-0011 | 大阪市西区阿波座1-7-13 | 06-6532-0309 |
| ●堺 | 〒590-0972 | 堺市堺区天神橋町2-1-2 | 072-232-9441 |
| ●梅田 | 〒530-0012 | 大阪市北区芝田2-1-18 | 06-6372-6551 |
| ●船場 | 〒542-0081 | 大阪市中央区南船場1-18-17 | 06-6261-8431 |
| ●箕面船場 | 〒562-0035 | 箕面市船場東2-5-55 | 072-729-9181 |
| ●東大阪 | 〒577-0013 | 東大阪市長田中2-1-32 | 06-6746-1221 |
| ●神戸 | 〒650-0032 | 神戸市中央区伊藤町111 | 078-391-7541 |
| ●姫路 | 〒670-0015 | 姫路市総社本町111 | 079-223-8431 |
| ●尼崎 | 〒660-0892 | 尼崎市東灘波町5-19-8 | 06-6481-7501 |
| ●奈良 | 〒630-8227 | 奈良市林小路町8-1 | 0742-26-1221 |
| ●和歌山 | 〒640-8033 | 和歌山市本町3-27 | 073-432-1281 |

| 中国 | | | |
|------|-----------|-------------------|--------------|
| ●鳥取 | 〒680-0023 | 鳥取市片原2-218 | 0857-22-3171 |
| ●米子 | 〒683-0067 | 米子市東町168 | 0859-34-2711 |
| ●松江 | 〒690-0887 | 松江市殿町210 | 0852-23-3131 |
| ▲浜田 | 〒697-0015 | 浜田市竹迫町2886 | 0855-23-3033 |
| ●岡山 | 〒700-0818 | 岡山市北区番山町4-1 | 086-225-1131 |
| ●広島 | 〒730-0051 | 広島市中区大手町2-1-2 | 082-248-1151 |
| ●福山 | 〒720-0814 | 福山市光南町1-1-30 | 084-922-6830 |
| ●広島西 | 〒733-0833 | 広島市西区商工センター1-14-1 | 082-277-5421 |
| ●下関 | 〒750-0016 | 下関市細江町1-1-13 | 083-223-1151 |
| ●徳山 | 〒745-0034 | 周南市御幸通1-10 | 0834-21-4141 |

| 四国 | | | |
|-----|------------------------------|-------------|--------------|
| ●徳島 | 〒770-0901 | 徳島市西船場町2-30 | 088-623-0101 |
| ●高松 | 〒760-0052 | 高松市瓦町1-3-8 | 087-821-6145 |
| ↳ | ※平成28年11月7日に仮店舗から上記住所へ移転しました | | |
| ●松山 | 〒790-0001 | 松山市一番町2-6-4 | 089-921-9151 |
| ●高知 | 〒780-0870 | 高知市本町4-2-46 | 088-822-4481 |

| 九州・沖縄 | | | |
|---------|-------------------------------------|-----------------|--------------|
| ●福岡 | 〒810-0001 | 福岡市中央区天神1-13-21 | 092-712-6551 |
| ■調剤センター | 〒813-0034 | 福岡市東区多の津1-7-1 | 092-712-6551 |
| ↳ | ※窓口業務は福岡支店へ統合し、同出張所はATMコーナーのみとなりました | | |
| ●北九州 | 〒802-0003 | 北九州市小倉北区米町2-1-2 | 093-533-9567 |
| ●久留米 | 〒830-0032 | 久留米市東町42-21 | 0942-35-3381 |
| ●佐賀 | 〒840-0801 | 佐賀市駅前中央1-6-23 | 0952-23-8121 |
| ●長崎 | 〒850-0841 | 長崎市銀座町2-13 | 095-823-6241 |
| ↳ | ※平成28年10月17日に仮店舗から上記住所へ移転しました | | |
| ●佐世保 | 〒857-0053 | 佐世保市常盤町4-21 | 0956-23-8141 |
| ●熊本 | 〒860-0846 | 熊本市中央区城東町2-23 | 096-352-6184 |
| ●大分 | 〒870-0034 | 大分市都町2-1-6 | 097-534-4157 |
| ●宮崎 | 〒880-0811 | 宮崎市錦町1-10 | 0985-24-1711 |
| ●鹿児島 | 〒892-0842 | 鹿児島市東千石町1-38 | 099-223-4101 |
| ●那覇 | 〒900-0015 | 那覇市久茂地2-22-10 | 098-866-0196 |

| 海外 | | | |
|-------------|---|-----------------|--|
| ●ニューヨーク支店 | 666 Fifth Avenue, 14th Floor New York, N.Y. 10103 U.S.A. | 1-212-581-2800 | |
| ◆香港駐在員事務所 | Suite 804, 8/F., Central Plaza, 18 Harbour Road, Wanchai, Hong Kong | 852-2524-5111 | |
| ◆上海駐在員事務所 | 中華人民共和国 上海市浦东新区世紀大道100号 上海環球金融中心19層 | 86-21-6886-1000 | |
| ◆バンコク駐在員事務所 | Unit 6, 10th Floor CRC Tower, All Seasons Place, 87/2 Wireless Road, Lumpini, Pathumwan, Bangkok 10330, Thailand | 66-2-654-0588 | |

○●本支店93(うち海外1) ■出張所3 ▲営業所5 ◆海外駐在員事務所3
計104(うち海外4) (平成29年5月31日現在)



人を思う。未来を思う。

商工中金

平成29年3月期

ミニディスクロージャー誌

株式会社 商工組合中央金庫(略称/商工中金)

発行/平成29年6月 広報部

〒104-0028 東京都中央区八重洲2-10-17

TEL : 03 (3272) 6111

<http://www.shokochukin.co.jp/>

UD
FONT

